AnyCompany 就業規則 (休暇規定編)

(これはサンプル用であり 内容は架空のものです)

令和6年9月版

目 次

第1章 総則

- 第1条(目的)
- 第2条 (適用範囲)
- 第3条 (規則の遵守)

第2章 休暇等

- 第1条(年次有給休暇)
- 第2条 (年次有給休暇の時間単位での付与)
- 第3条 (産前産後の休業)
- 第4条(育児時間及び生理休暇)
- 第5条(育児・介護休業、子の看護休暇等)
- 第6条(慶弔休暇)

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この就業規則(以下「規則」という。)は、労働基準法(以下「労基法」という。)第89条に基づき、AnyCompany 株式会社の労働者の就業に関する事項を定めるものである。
- 2 この規則に定めた事項のほか、就業に関する事項については、労基法その他の法令 の定めによる。

(適用範囲)

第2条 この規則は、AnyCompany株式会社の労働者に適用する。

- 2 パートタイム労働者の就業に関する事項については、別に定めるところによる。
- 3 前項については、別に定める規則に定めのない事項は、この規則を適用する。

第2章 休暇等

第1条(年次有給休暇)

採用日から6か月間継続勤務し、所定労働日の8割以上出勤した労働者に対しては、 10日の年次有給休暇を与える。その後1年間継続勤務するごとに、当該1年間において所定労働日の8割以上出勤した労働者に対しては、下の表のとおり勤続期間に応じた日数の年次有給休暇を与える。

勤続期間	6 か月	1年	2年	3年	4年	5年	6年
到机剂间		6 か月	6か月以上				
付与日数	10 日	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日

2 前項の規定にかかわらず、週所定労働時間30時間未満であり、かつ、週所定労働日数が4日以下(週以外の期間によって所定労働日数を定める労働者については年間所定労働日数が216日以下)の労働者に対しては、下の表のとおり所定労働日数及び勤続期間に応じた日数の年次有給休暇を与える。

	週所定			勤	続		期	間	
	労働日数	1年間の	6 か月	1年	2年	3年	4年	5年	6年
		所定労働日数		6か月	2 年 6 か月	3 平 6 か月	4 4 6 か月	3 平 6 か月	6 か月
	口奴			מיאט	מיאס	מיאט	מיאט	ס אייאס	以上
	4 日	169 日~216 日	7 日	8 目	9 日	10 日	12 日	13 日	15 日
	3 日	121 日~168 日	5 目	6 日	6 日	8 日	9 日	10 日	11 日
	2 日	73 日~120 日	3 目	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日
	1 日	48 日~72 日	1 目	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日

- 3 第1項又は第2項の年次有給休暇は、労働者があらかじめ請求する時季に取得させる。ただし、労働者が請求した時季に年次有給休暇を取得させることが事業の正常な 運営を妨げる場合は、他の時季に取得させることがある。
- 4 前項の規定にかかわらず、労働者代表との書面による協定により、各労働者の有する年次有給休暇日数のうち5日を超える部分について、あらかじめ時季を指定して取得させることがある。
- 5 第1項又は第2項の年次有給休暇が10日以上与えられた労働者に対しては、第3項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該労働者の有する年次有給休暇日数のうち5日について、会社が労働者の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、労働者が第3項又は第4項の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。
- 6 第1項及び第2項の出勤率の算定に当たっては、下記の期間については出勤したものとして取り扱う。
 - ① 年次有給休暇を取得した期間
 - ② 産前産後の休業期間
 - ③ 育児・介護休業法に基づく育児休業及び介護休業した期間
 - ④ 業務上の負傷又は疾病により療養のために休業した期間
- 7 付与日から1年以内に取得しなかった年次有給休暇は、付与日から2年以内に限り 繰り越して取得することができる。
- 8 前項について、繰り越された年次有給休暇とその後付与された年次有給休暇のいずれも取得できる場合には、繰り越された年次有給休暇から取得させる。
- 9 会社は、毎月の賃金計算締切日における年次有給休暇の残日数を、当該賃金の支払明細書に記載して各労働者に通知する。

第2条(年次有給休暇の時間単位での付与)

- 第二上 労働者代表との書面による協定に基づき、前条の年次有給休暇の日数のうち、 1年について5日の範囲で次により時間単位の年次有給休暇(以下「時間単位年休」 という。)を付与する。
- (1) 時間単位年休付与の対象者は、すべての労働者とする。
- (2) 時間単位年休を取得する場合の、1日の年次有給休暇に相当する時間数は、以下のとおりとする。
 - ① 所定労働時間が 5 時間を超え 6 時間以下の者… 6 時間
 - ② 所定労働時間が6 時間を超え7 時間以下の者…7 時間
 - ③ 所定労働時間が7 時間を超え8 時間以下の者…8 時間
- (3) 時間単位年休は1時間単位で付与する。
- (4) 本条の時間単位年休に支払われる賃金額は、所定労働時間労働した場合に支払 われる通常の賃金の1時間当たりの額に、取得した時間単位年休の時間数を乗じ た額とする。
- (5) 上記以外の事項については、前条の年次有給休暇と同様とする。

(慶弔休暇)

第3条 労働者が申請した場合は、次のとおり慶弔休暇を与える。

① 本人が結婚したとき

7 日

② 妻が出産したとき

5 目

③ 配偶者、子又は父母が死亡したとき

3 日

④ 兄弟姉妹、祖父母、配偶者の父母又は兄弟姉妹が死亡したとき

3 日

(裁判員等のための休暇)

- **第4条** 労働者が裁判員若しくは補充裁判員となった場合又は裁判員候補者となった場合には、次のとおり休暇を与える。
 - ① 裁判員又は補充裁判員となった場合

必要な日数

② 裁判員候補者となった場合

必要な時間

附則

(施行期日)

第1条 この規則は、2024年9月1日から施行する。